

東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(東大和市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 東大和市国民健康保険税条例(昭和35年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削り、「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「14万円」を「17万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「16万円」に改める。

第3条第1項中「100分の5.01」を「100分の5.64」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「20,500円」を「26,500円」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条中「100分の1.60」を「100分の1.68」に改める。

第8条中「7,500円」を「7,900円」に改める。

第9条中「100分の1.75」を「100分の1.83」に改める。

第10条中「10,400円」を「10,800円」に改める。

第14条第2項中「国民健康保険法」の次に「(昭和33年法律第192号)」を加える。

第23条中「及びイ」を削り、「51万円」を「52万円」に、「ウに」を「イに」に、「14万円」を「17万円」に、「並びに」を「及び」に、「エに」を「ウに」に、「12万円」を「16万円」に改め、同条第1号ア中「14,350円」を「18,550円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「5,250円」を「5,530円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「7,280円」を「7,560円」に改め、同号エを同号ウとし、同条第2号中「特定同一世帯所属者」の次に「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)」を加え、同号ア中「10,250円」を「13,250円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「3,750円」を「3,950円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「5,200円」を「5,400円」に改め、同号エを同号ウとし、同条第3号ア中「4,100円」を「5,300円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「1,500円」を「1,580円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「2,080円」を「2,160円」に改め、同号エを同号ウとする。

第24条第2項中「納期前7日」を「規則で定めるところにより、納期限」に改める。

付則に次の1項を加える。

(基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例)

- 17 当分の間、各年度の初日の前日において18歳未満である国民健康保険の被保険者(納税義務者及びその配偶者を除く。)が同一世帯に3人以上属する場合における当該被保険者(年齢が1番目に高い者及び2番目に高い者を除く。)に係る第2条第2項及び第3項の被保険者均等割額は、第5条及び第8条の規定にかかわらず、0円とする。この場合において、当該被保険者均等割額については、第23条の規定は、適用しない。

(東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 第2条 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第1項を次のように改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び次項の規定 平成26年1月1日

(2) 第2条中東大和市国民健康保険税条例付則第14項の改正規定 平成28年1月1日

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の東大和市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(平成28年度分の国民健康保険税の課税の特例)

- 3 平成28年度分の国民健康保険税に限り、新条例第2条第2項から第4項までの規定の適用については、同条第2項中「52万円」とあるのは「51万円」と、同条第3項中「17万円」とあるのは「16万円」と、同条第4項中「16万円」とあるのは「14万円」とする。

(平成28年度分の国民健康保険税の減額の特例)

- 4 平成28年度分の国民健康保険税に限り、新条例第23条の規定の適用については、同条中「52万円」とあるのは「51万円」と、「17万円」とあるのは「16万円」と、「16万円」とあるのは「14万円」とする。